

平成30年

乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会会議録

開会：平成30年12月25日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成30年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

議 事 日 程

平成30年12月25日（火）

午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	上田 雅 議員	常盤 ゆかり 議員
	和島 一行 議員	
長岡京市	西條 利洋 議員	白石 多津子 議員
	住田 初恵 議員	
大山崎町	嘉久志 満 議員	辻 真理子 議員
	西田 光宏 議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

半田 麻子 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者（10名）

安田 守	管理者（向日市長）
中小路 健吾	副管理者（長岡京市長）
前川 光	副管理者（大山崎町長）
藤本 正次	事務局 局長
八木 富士子	会計管理者（向日市会計管理者）
河原崎 清隆	事務局次長兼総務課長
石野 功一	事務局次長兼乙訓若竹苑施設長
渡辺 三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
伊藤 啓子	介護障害審査課長
中川 仁夫	障がい者相談支援課長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議長選挙
- 日程 4 管理者諸報告
- 日程 5 定期監査、例月出納検査結果の報告
- 日程 6 第 7 号議案 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程 7 第 8 号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部
改正について
- 日程 8 第 9 号議案 平成 3 0 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算
(第 2 号)

○会議録署名議員

向日市 上田 雅 議員
長岡京市 西條 利洋 議員

(開会 午前10時00分)

○白石多津子副議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。

それではただ今から、平成30年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、一言ご報告いたします。

現在、議長が不在でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が、議長が選出されるまでの間、議長の職を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、先般、大山崎町議会議員の議員選挙が行われ、本組合議会に新しく、西田光宏議員、嘉久志 満議員、辻 真理子議員をお迎えすることになりました。ここにご紹介をさせていただきます。

それでは、各議員さんから、一言ご挨拶をお願いいたします。

西田光宏議員。

○西田光宏議員 大山崎町議会から参りました西田光宏でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○嘉久志 満議員 公明党の嘉久志 満と申します。何卒よろしくお願い申し上げます。

○辻 真理子議員 おはようございます。乙訓福祉施設事務組合の議員として、また改めてこの場に立たせていただくことになりました、辻 真理子と申します。

これまでも、児童デイとか、新たに多くの施設ができておりますけれども、まだまだ、また療育の方とか、乙訓地域で不足していることであつたりを、また住民の皆さんの声を届けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白石多津子副議長 ありがとうございます。

また、先の大山崎町長選挙で当選され、副管理者になられました前川副管理者から発言の申し出がございましたので、これを許可いたしましてご挨拶をお願いしたいと思います。

前川副管理者。

○前川 光副管理者 今、ご紹介いただきました大山崎町から来ている前川 光でございます。12月5日付で町長に就任いたしまして、同時に乙訓福祉施設事務組合の副管理者に就任させていただきました。

議長あるいは副議長、あるいは多くの皆さん、議員の皆さんの指導を得て頑張り

たいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。職員の方、よろしくお願いいたします。

○白石多津子副議長 ありがとうございます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、向日市の上田 雅議員、長岡京市の西條利洋議員を指名いたします。

○白石多津子副議長 日程2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今、定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

○白石多津子副議長 日程3、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、先程開催いたしました議員全員協議会でご審議いただきましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、副議長による指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、指名推選を行います。

議長については、大山崎町の西田光宏議員を指名いたします。

お諮りいたします。

西田光宏議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本乙訓福祉施設事務組合議会議長は、大山崎町の西田光宏議員と決しました。

それでは、ただいま当選されました新議長から一言ご挨拶を賜りたいと思います。

○西田光宏議長 改めまして、皆さん、おはようございます。

このたび乙訓福祉施設事務組合の議長に就任いたしました大山崎町選出の議員、西田光宏でございます。

この組合は、向日市、長岡京市、大山崎町の二市一町が、福祉事業の一部を共同

で行うことを目的に設立されている一部事務組合であり、特別地方公共団体であることは言うまでもなく、皆様、ご存じだと思います。

私は、本年度、この一部事務組合議会にみずから志願してまいりました。

先日、大山崎町で、この施設にかかわりのあるお子さんをお持ちの親御様より、私がこの組合議員になったことをお知りになり、よろしく願いますと、激励をいただきました。

私は、障がいを持つ全ての児童や人たちが尊重されなければならない社会であり続ける、この理念を正しく理解し、議会人としてと、事務組合と関連する予算や運営を、この事務組合の会議でしっかりと審議し、正しく決定していくことをお誓い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願います。

○白石多津子副議長 ありがとうございます。

それでは、新議長は議長席にお座りいただきたいと思います。

(西田新議長 議長席に着席)

○西田光宏議長 それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

日程4、管理者諸報告であります。

安田管理者。

○安田 守管理者 おはようございます。

本日ここに、平成30年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご出席いただきましてありがとうございます。

諸報告の前に、先ほどご紹介いただきましたとおり、先般の大山崎町議会の選挙によりまして、本組合議員に西田光宏議員、嘉久志 満議員、辻真理子議員をお迎えすることになりました。

議員の皆様方におかれましては、本組合の発展のため、今後ともご指導、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

また、ただいま、議長に西田光宏議員が就任されましたことを、お喜び申し上げます。

それでは、第3回定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

10月に地震及び火災を想定した防災訓練を実施し、災害時の避難対応等を確認いたしました。また、本年度第2回目の組合運営協議会全体会を開催し、平成31年度の予算(案)等について、構成市町の福祉担当委員との意見交換を行いま

した。

次に、若竹苑の関係でございます。

11月末現在の利用者数は、就労継続支援29名、生活介護6名、合わせて35名となっております。市町別利用者数は、向日市7名、長岡京市24名、大山崎町4名となっております。

地域活動支援センター事業の登録者数は20名で、日中一時支援事業の登録者数は57名でございます。なお、就労継続支援の定員は11月1日に40名から34名に変更しております。また、本年の支援は全事業とも28日で終了し、来年は4日から再開する予定でございます。

次に、介護障害審査課の関係でございます。

まず、介護認定審査会の本年4月から11月までの審査状況でございます。お手元にお配りをさせていただいております資料の1ページ目に、その概要を記載いたしておりますが、合議体を152回開催し、3,728件の二次判定を行いました。

次に、障害支援区分認定審査会の本年4月から11月までの審査状況でございます。資料の2ページをご覧ください。

合議体を16回開催し、249件の二次判定を行いました。また、合議体間における情報交換等を目的とした、介護認定審査会の運営委員会を開催したほか、京都府主催の障害支援区分認定審査委員対象の研修会へ、本組合の審査委員に参加していただきました。

次に、障がい者相談支援課の関係でございます。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、「乙訓で就労支援ネットワークを」と題して、障がいのある方の就労機会を生み出していくための座談会を開催しました。

また地域の法人等からの要請で、虐待防止啓発研修を、9月から11月にかけて3回実施いたしました。

最後に、ポニーの学校の関係でございます。

10月からの利用児につきましては、向日市34名、長岡京市53名、大山崎町14名、合計101名となっております。

また、相談支援事業につきましては、11月末現在で利用者は243名でございます。なお、本年の療育は12月25日に終了し、新年は1月7日から再開する予定となっております。

報告は、以上でございます。

○西田光宏議長 日程5、定期監査及び例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

常盤監査委員。

○常盤ゆかり監査委員 岩崎監査委員が欠席されておりますので、今回は、私の方からご報告させていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、平成30年10月29日に、また同法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を、10月3日、10月29日及び11月20日に実施いたしましたので、同法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要及び検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。なお、報告書にありますとおり、各月の出納などについては適正に処理されておりました。

以上で定期監査及び例月出納検査の結果報告を終わります。

○西田光宏議長 次に、日程6、第7号議案 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第7号議案 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

本組合を含む一部事務組合は、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、これを組織する地方公共団体の数を増減し、若しくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更する場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、その協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされております。

本案は、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡西部塵埃処理組合が名称変更したことに伴う組合市町村の名称の変更、その他規定の整理を行うため、組合理約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約は京都府知事の許可があつた日から施行し、平成30年9月13日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決することに決まりました。

○西田光宏議長 次に、日程7、第8号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第8号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、国家公務員の一般職の職員の給与について、人事院から国会及び内閣に対しまして勧告が行われたところであります。

勧告の内容は、民間給与との較差0.16%を解消するため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げるとともに、民間の支給割合に見合うよう勤勉手当の支給月数を引き上げるというものであります。

本組合職員の給与改定につきましては、情勢適用の原則など、地方公務員法に定められた諸原則に従い、国の状況、構成団体を参考にする中で、職員組合と交渉を行った結果、人事院の勧告に準じて改定することで、合意を得たところでございます。

併せて、国家公務員のうち、管理監督職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合における管理職員特別勤務

手当の見直しが既にされておりますが、本組合におきましても、平日深夜における災害時の緊急対応等が想定されるため、国家公務員に準じた管理職員特別勤務手当の改正を行うものであります。

改正内容についてであります。第1条は、本組合職員の給与に関する条例の給料表の額を、本年4月に遡り引き上げるものであります。また、勤勉手当についても、本年12月の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、0.95月分とするものであります。

管理職員特別勤務手当につきましては、従来の週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等に加えて、平日深夜、午前0時から午前5時までですけれども、の間に勤務した場合においても支給対象とし、その額を定めるものでございます。

次に、第2条についてであります。平成31年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給月数を、6月及び12月に均等に配分するよう改めるものであります。

この条例は公布の日から施行するものであります。第1条の勤勉手当及び給料表の改定については本年4月1日に、また、第2条については、平成31年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

住田議員。

○住田初恵議員 給料表の、にすれば、平均何%ぐらいが改定されるのでしょうか。

○西田光宏議長 河原崎総務課長。

○河原崎清隆総務課長 給料表につきましては、平均0.2%改定させていただきます。

○西田光宏議長 ほかにございませんでしょうか。

常盤議員。

○常盤ゆかり議員 今回の給与改定について、組合と話し合いされたと思うんです、今、ご報告いただきましたけど、どういった意見が上げられたのでしょうか。

○西田光宏議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 この件につきまして、ほかのことも含めてですけれども、組合職員の皆さんとお話し合いをさせていただきました。

少なくとも、この人事院給与改定に関しては、今回、出させていただいたとおりの改定をさせていただくという予定をさせていただいて、承認いただいた。それも

含めました、いわゆる確認書も交わした状態でございます。

○西田光宏議長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

西條議員。

○西條利洋議員 私は、こちら、反対討論をさせていただきます。

人事院の勧告制度、給与制度というのは、そもそも民間との較差を是正するという目的ですけれども、これ、比較対照しているのが、事業所、50人以上の事業所になります。50人以上の事業所というのが、全体の割合としてあまり多くもない割合を、やはり比較検討している、比較していることになりますので、これは実態とはちょっと少し離れているものだと考えます。

よって、こういった人事院勧告の給与制度で、まずこの制度自身が、私は反対の立場として討論させていただきます。以上です。

○西田光宏議長 他に、反対討論ございますか。

次に、賛成討論を求めます。

住田議員。

○住田初恵議員 今回の改定は、人事院勧告に基づいて、先ほど伺いました、給料表では平均0.2%の改定と、勤勉手当が0.05カ月改定するというものです。

公務員はそもそも団体交渉権が制限されておりますし、争議権を剥奪されている状況で、こういう労働基本権は回復すべきだと、ILOからも繰り返し勧告が出されておりますし、私たち日本共産党も、労働基本権は回復すべきだと考えています。

この労働基本権を制約する代わりに置かれたのが、人事院でありまして、安倍政権はこの間、給与制度の総合的見直しとして、公務員給与の大幅削減とか、地域格差の拡大を押しつけてきたわけでありまして。

そもそも公務員というのは、やっぱり憲法のもとに国民全体の奉仕者として、私たち国民の生命と尊厳、生活を守るべき大切な存在であると思っています。

今、西條議員がおっしゃったように、確かに、中小零細企業は含まれていないかもわかりませんが、そこの働いている方々の賃金が低くおかれていることは確かでありまして、だから、そこに合わせて公務員の賃金を据え置くというのでは、この問題は解決できないと思うんです。

まず、この、今、中小零細企業は、大企業によって単価を不当に低く抑えられていることで、働いている人の賃金は低いこと、それからその一方で、大企業では株主とか役員とかの報酬は上がるけれども、一般に働いている方の賃金は上がっていないというふうな状況がありますので、やっぱりそうやって内部留保が425兆円も溜め込んできた、こういう経済のあり方を変えていくのが、私たちの役割だと思いますので、今回の改定というのは、本当に微々たるというか、ほんのちょっとの改定でもありますし、私は賛成いたします。

○西田光宏議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

意見も尽きたようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○西田光宏議長 次に、日程8、第9号議案 平成30年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第9号議案 平成30年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ686万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,191万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、平成29年度決算余剰金の686万6,000円を繰越金へ増額計上いたしております。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う増額分として106万円を増額する一方、育児休業及び異動に伴う人件費を整理することで、差し引き637万3,000円を減額いたしております。

したがって、先の余剰金686万6,000円と人件費の減額分637万3,000円の合計額1,323万9,000円を予備費といたしております。

また、今回の補正では、3年ごとに契約更新をしております若竹苑給食調理業務

委託事業が、平成31年3月で終了することに伴い、4月以降の給食業務がスムーズに移行できるよう、平成30年度の補正として、限度額869万1,000円、委託期間を平成31年度とする債務負担行為を計上しようとするものでございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

西條議員。

○西條利洋議員 先ほど、第8号議案でも討論させていただきましたとおり、人事院勧告制度の、この比較している事業所数が私は問題だと考えています。よって、8号議案でも反対させていただきましたとおり、この第9号議案では、その人事院勧告の給与制度によって給与の増額分が含まれていますので、こちらのことが含まれていることにより、第9号議案、私は反対させていただきます。

○西田光宏議長 他にございますか。

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

意見も尽きたようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第9号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じたいと存じますが、来る1月13日に、長岡京市長選挙が執行されます。中小路副管理者から発言の申し出がございましたので、これを許可いたしまして、ご挨拶をお願いしたいと思います。

中小路副管理者。

○中小路健吾副管理者 ただいま、西田議長から発言のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をいただき、誠に恐縮でございますけれども、私の任期中で本定例会

が最後になろうかと存じますので、一言ご挨拶申し上げます。

ご案内のとおり、私は平成27年1月から乙訓福祉施設事務組合副管理者を仰せつかりました。この間、厳しい財政状況の中で、さまざまな課題がございましたけれども、議員各位のご指導、ご協力を賜り、ここに職務を全うすることができましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

最後になりますけれども、議員各位におかれましては、今後十分健康にご留意いただきまして、本組合のさらなる発展のために一層のご尽力をいただきますよう、また、合わせまして皆様方のご健勝とますますのご活躍をお祈り申し上げまして、はななだ簡単でございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。

4年間、お世話になりました。どうもありがとうございました。

○西田光宏議長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして平成30年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 西 田 光 宏

会 議 録 署 名 議 員 上 田 雅

会 議 録 署 名 議 員 西 條 利 洋